保育士等の子どもの保育施設優先利用に関する誓約書

(あて先) 上尾市長

私は、保育施設の利用調整にあたり、保育士・保育教諭として市内の保育施設で勤務することを条件に優先利用の対象として選考されることに対し、次に掲げる事項を了承のうえ、申請をします。

また、次に掲げる事項を満たさない場合は、「保育実施解除」の決定を受けても異議はありません。なお、勤務状況等について、上尾市が勤務(予定)する保育施設に確認を行うことに同意します。

- 1 上尾市内の保育施設(※)に保育士・保育教諭・看護師(O歳児クラス担当。准看護師を含む) (有資格者に限る)として、保育施設利用開始日から1年以上勤務します。
 - (※)「保育施設」とは、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所をいいます。
- 2 勤務(予定)する保育施設の退職(内定取消を含む。以下同じ。)が決まったときは、その旨を速やかに市役所保育課へ申告します。
- 3 勤務(予定)する保育施設を保育施設利用開始日から1年未満で退職した場合は、退職後2か月以内に市内の他の保育施設に勤務します。
- 4 本誓約については、後日、雇用される施設からも「優先利用に関する申出書」を徴取することは差 し支えない旨同意します。
- 5 勤務の内定を前提に入所に至った上で、当該内定を取り消した場合は、入所決定についても取り消 される(又は退所となる)旨同意します。

誓 約 者 住 所
 誓 約 者 氏 名

 誓 約 者 氏 名
 勤務先施設名称

 児童氏名(生年月日)
 (平成・令和 . . .)

利用事由等が変更になった場合の取扱いについては裏面参照

令和

年

月

日

● 優先利用による保育施設利用開始後、1年未満に利用事由が変更となる場合の保育の実施は、 次のとおりとなります。

変更事由	取扱い
① 就労	他の職種に変更となる場合は、退所となります。
	下の子の妊娠・出産による産前・産後・育児休暇となる場合は、継続
	利用可能です。
② 妊娠・出産	利用事由が妊娠・出産となった場合は、退所となります。妊娠・出産
	における保育を必要とする場合は産後8週間経過した後、退所となり
	ます。
	(妊娠・出産要件の適用は、出産(予定)日の前後3ヶ月の間で入所
	する際に該当します。)
③ 疾病・障害	状況等の確認のため、市役所保育課までご相談ください。
④ 介護·看護	介護・看護となる場合は、退所となります。
⑤ 災害復旧	状況等の確認のため、市役所保育課までご相談ください。
⑥ 求職活動	退職後2か月以内に市内の他の保育施設に勤務した場合は、継続利用
	可能です。また、勤務しなかった場合は、退所となります。
⑦ 就学	就学となる場合は、退所となります。

- ※保育施設利用開始日に下の子の産前・産後休暇中の場合は、出産日から8週間経過後2か月以内に 上尾市内の保育施設に勤務することにより継続利用可能です。
- ※上記の条件により退所になった場合でも、新たに通常の入所申請で入所を希望することは差し支え ありません。その場合は、優先利用ではなく、通常の利用調整を行います。

【連絡先】

上尾市子ども未来部 保育課 保育担当 Tm: 048-775-5121 (直通)